

福岡県次世代型太陽電池実証事業補助金に係るQ&A

No.	質問	回答
1 事業内容について		
1	次世代型太陽電池の定義は？	今後普及が見込まれる技術を用いており、「薄い、軽い、曲げられる」等の特徴をもったペロブスカイト太陽電池、カルコパイライト太陽電池、その他知事が認める次世代型太陽電池を指します。
2	拡張性が高い場所とはどういう場所を指すのか？	県内に同様の施設が多数ある等、今後展開する可能性があると考えられる場所を指します。
3	事業(支払いを含む)はいつまでに終了すればよいのか？	補助対象事業について、令和9年3月10日までに事業(支払いを含む)を終了し、同日までに補助事業実績報告書(様式第5号)の提出をしていただく必要があります。
4	実証事業に使用する次世代型太陽電池は国内で生産されたものでないと補助対象にならないのか？	実証事業に使用する次世代型太陽電池は国内産でも外国産でもかまいません。
2 応募対象者について		
5	補助金に応募したいが県外企業は対象となるか？	県内において、次世代型太陽電池の実証事業を行う事業者であれば、県外企業も対象となります。
6	複数者で共同して実証事業を行う場合は対象となるか？	複数者が共同で実施する場合も補助対象ですが、補助金はその代表者に交付します。
7	交付決定された場合は公表されるのか？	交付決定後は県HP等で企業概要(名称、代表者名、住所等)及び実証事業の概要などについて公表する予定です。
3 補助対象経費について		
8	補助金の交付決定日より前に契約・発注した費用は対象にならないのか？	対象になりません。申請いただき、県からの交付決定通知日以降に、契約・発注等したものが対象となります。
9	補助対象経費は税込みか？	消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費に含みません。
10	他の補助金との併用は可能か？	当補助金については他の補助金との併用を制限していませんが、他の補助金の交付を受ける予定の経費については、補助対象経費から除外していただくようお願いします。また、併用予定の補助金が当補助金と併用可能かは事前にご確認をお願いします。
11	管理・運営費とはどのような経費か？	旅費や需用費等、本事業の管理や運営のために必要な経費を計上してください。

福岡県次世代型太陽電池実証事業補助金に係るQ&A

No.	質問	回答
12	人件費の計上はどのように行えばよいか？	本事業に直接従事する補助事業者の従業員等が従事した人件費のみ計上できます。本事業に直接従事する事業者でもあっても、本補助事業に係る提出書類の作成に要する時間、中間検査等の対応に係る時間等の業務時間は対象外です。
13	補助対象経費以外で本事業を実施するうえで必要となる経費があるが、補助対象にはならないのか？	本事業を実施するうえで、補助対象経費以外に必要な経費がある場合は、その他の経費に該当する可能性がありますので、事前にご相談ください。
4 申請手続きについて		
14	各種様式はどこで入手するか？	福岡県のHP (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jisedaitaiyoukoujisshou.html)からダウンロードしてください。
15	申請すれば、必ず補助金の交付を受けることができるのか？	申請すれば必ず補助金の交付を受けられるわけではありません。補助にあたっては、内容を審査のうえ、予算の範囲内で対象を決定します。なお、必要な条件が整っていない場合も対象となりません。
16	交付決定は先着順か？	先着順ではありません。提出期限経過後、申請書類について審査を行い、予算の範囲内で補助対象事業者を決定します。
17	メールでの申請も可能か？	「福岡県次世代型太陽電池実証事業補助金交付申請書(様式第1号)」と「暴力団排除に係る誓約書」は記名押印または署名としていただきますので、郵送をお願いします。その他の申請書類はメールでご提出ください。
18	交付決定後に計画を変更してもよいか？	計画を変更する場合は事前にご相談のうえ、「福岡県次世代型太陽電池実証事業補助金変更承認申請書(様式第3号)」をご提出ください。 軽微な変更の場合は変更承認申請は不要です。
19	経費の支払い方法について指定はあるか？	補助対象経費の支払方法は銀行振込が原則です。なお、振込手数料は補助対象外ですのでご注意ください。
20	補助金の概算払は可能か？	当補助金は事業終了後の精算払が原則です。ただし、補助事業の円滑な推進を図るために必要があると認められる経費については、概算払をすることができます。

福岡県次世代型太陽電池実証事業補助金に係るQ&A

No.	質問	回答
5 実証事業終了後の手続きについて		
21	補助事業終了後に必要な手続きはあるか？	<p>補助事業者の事業終了後の義務には以下のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳簿、支出証拠書類等の整備及び実施翌年度から5年間の保管 ・取得財産(機械等)の管理及び処分制限期間を経過する前に処分しようとする場合の承認申請
22	実証事業終了後は実証事業で設置した設備を用いて売電をしてもよいか？	補助金の目的外使用にあたりますので、売電する場合は補助金の一部または全額を返還していただく可能性があります。
23	実証事業終了後は設備を撤去する必要があるのか？	設備を撤去する必要はありません。取得価格又は増加価格が50万円以上の財産について、知事が定める処分制限期間を経過する前に当該財産を処分しようとするときは、事前に申請し、承認を受ける必要があります。
24	実証事業終了後に設備を撤去した場合は補助金を返還する必要があるのか？	取得価格又は増加価格が50万円以上の財産について、知事が定める処分制限期間を経過する前に当該財産を処分しようとするときは、補助金の一部または全額を返還していただく可能性があります。